

福岡県被保護者就労準備支援事業実施要綱

1 目的

本事業は、就労意欲が低い者や基本的な生活習慣に課題を有する者など就労に向けた課題をより多く抱える被保護者に対し、就労支援にあわせて、就労意欲の喚起や一般就労に従事する準備としての日常生活習慣の改善を計画的かつ一貫して行い、就労への可能性を高めることなどを目的とする。

2 事業主体

事業の実施主体は福岡県とし、本事業を適切、公正、中立かつ効率的に実施することができる者であって、社会福祉法人、一般社団法人、一般財団法人、特定非営利活動法人その他福岡県が適当と認める民間団体に委託して実施する。

3 対象者

生活保護法の施行に関する業務を所掌する保健福祉事務所及び保健福祉環境事務所（以下、「保健福祉事務所等」という。）が、就労可能と判断する同法第6条に定める被保護者（高校在学、傷病、障がい等のため就労が困難な者を除き、現に就労している被保護者を含む。）であって、就労意欲や生活能力、稼働能力が低いなど、就労に向けた課題をより多く抱える被保護者であり、日常生活習慣、基礎技能等を習得することにより就労が見込まれる者のうち、本事業への参加を希望する者（以下「対象者」という。）

4 事業内容

(1) 支援内容

本事業は、就労準備支援プログラムに基づき、日常生活自立に関する支援、社会生活自立に関する支援及び就労自立に関する支援を対象者の状況に応じて行う。

なお、支援に当たっては、保健福祉事務所等が定める援助方針を十分に踏まえ、支援の実施状況等を適宜、保健福祉事務所等と情報を共有して行うものとする。

ア 就労準備支援プログラムの作成・見直し

支援を効果的・効率的に実施するため、利用者が抱える課題や支援の目標、具体的内容を記載した就労準備支援プログラムを作成する。就労準備支援プログラムは、支援の実施状況を踏まえ、適宜見直しを行う。

イ 日常生活自立に関する支援

適正な生活習慣の形成を促すため、うがい・手洗いや規則正しい起床・就寝、バランスのとれた食事の摂取、適切な身だしなみに関する助言・指導等を行う。

ウ 社会自立に関する支援

社会的能力の形成を促すため、挨拶の励行等、基本的なコミュニケーション

ン能力の形成に向けた支援や地域の事業所での職場見学、ボランティア活動等を行う。

エ 就労自立に関する支援

一般就労に向けた技法や知識の習得等を促すため、実際の職場での就労体験の機会の提供やビジネスマナー講習、キャリア・コンサルティング、模擬面接、履歴書の作成指導等を行う。

(2) 支援の実施期間

1年を超えない期間とする。

なお、本事業の利用終了後も一般就労につながらなかったケース等で、保健福祉事務所等の援助方針において改めて就労準備支援事業を利用することが適当と判断されたときは、再支援（本事業の支援プログラムの再作成）を行うものとする。

(3) 協力事業所等の開拓

支援を行う上で必要となるボランティア活動や職場見学、就労体験の場を確保するため、県内の事業所等に対して本事業に対する理解・協力を求め、対象者を受け入れる事業所等を開拓する。

(4) 職員の資格等

就労準備支援員（第一号及び第三号の業務を行う者をいう。）は、原則として厚生労働省が実施する養成研修を受講し、修了証を受けていること（ただし、当分の間は、この限りではない。）、かつ、キャリアコンサルタント、産業カウンセラー等の資格を有する者など、生活困窮者への就労支援を適切に行うことができる人材であること。

5 留意事項

- (1) 本事業の実施に当たっては、「被保護者就労準備支援事業（一般事業分）の実施について」（平成27年4月9日付社援保発0409第1号厚生労働省社会・援護局保護課長通知）を参照すること。
- (2) 関係機関と個人情報を共有する場合は、対象者本人から同意を得ておくなど、個人情報の取扱いについて適切な手続きを踏まえること。

附則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。